

## ～百年構想リーグ・2026/27 シーズン FC岐阜ファンクラブ会員規約～

### [名称等]

#### 第1条

本規約は、株式会社岐阜フットボールクラブ（以下「当社」といいます。）が運営する「FC岐阜ファンクラブ」（以下「本会」といいます。）に関して、第4条に定める会員（以下「会員」といいます。）による利用の一切に適用されるものとします。

### [会員向けサービス]

#### 第2条

- 会員向けサービスの内容に関しては、当社が別途定めることとします。
- 電子メール、送付物等が会員の事情または会員が契約する携帯電話会社の事情により会員に到達しない場合、当社は、特典に関する受付期間延長の対応等をいたしません。

### [本規約の内容及びサービスの変更]

#### 第3条

- 当社は、本規約及び本会のサービス（以下、各種の特典を含み「本サービス」といいます。）の内容を、会員の了承を得ることなく、隨時変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。
- 本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当社から会員に対する通知は、当社が別途定める場合を除き、当社の公式ホームページ（以下、「公式ページ」といいます。）に表示した時点から、その効力を生じるものとします。

### [会員]

第4条 本規約における会員とは、当社が別に定める所定の手続きにより本会への入会申込を行い、当社が入会を承認したものをいいます。会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされます。

### [会費]

#### 第5条

- 会員は、所定の金額の年会費等を所定の方法で本会に支払う。
- 年会費等を口座振替による自動引き落としの方法で、お申込み頂いた場合は、次年度以降の継続については、退会のお申し出がない限り自動継続とし継続会費の代金を支払うことを承認するものとします。
- 当社は、理由の如何を問わず、受領した年会費等を会員に返却しない

## [会員証]

### 第6条

1. 当社が第4条の入会を承認する場合、会員証を発行し、これを会員に付与します。
2. 会員証は、その裏面に会員名が記載されたご本人に限り利用可能とし、会員による本サービスの利用に際して必ずご提示いただくこととし、当該ご提示がない場合、本サービスを受けることができないこととします。
3. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに当社宛に連絡するものとします。
4. 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、別途定める再発行手数料を当該ご希望者にご負担いただくことにより、当社は、会員証を再発行いたします。

## [退会]

### 第7条

1. 会員は、隨時、所定の手続きを行い、本会を退会することができます。退会と同時にその諸権利を失うものとします。
2. 退会をされる場合、当社は、会員又はその相続人等に対して年会費を返却しません。
3. 当社は、本会及び本サービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

## [有効期間]

### 第8条

会員資格の有効期間は、2026年1月1日から2027年6月30日までとします。

## [会員に関する情報の取扱い]

### 第9条

1. 当社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、当社関連商品及びサービスの利用履歴等会員に関する情報を取得するものとし、当該情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとします。
2. 当社は会員の個人情報を関係法令に従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾するものとします。

[そ の 他]

第 10 条

その他、本会の運営に関し必要な事項は、当社が定めることとします。